

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員表彰規程

平成4年8月7日

組合規程第10号

改正 平成17年3月18日組合規程第27号

(目的)

第1条 この規程は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員(以下「職員」という。)が職員として本分に徹し、職務又は職務以外において他の職員の模範となるような行為を行った場合これを表彰し、その優れた努力に報いるとともに職員の士気の高揚を図り、もって本組合の能率的な運営に寄与することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、職員が次の各号の一に該当すると認められる場合に行う。

- (1) 25年以上引き続き職員として勤務し、功労があった場合
- (2) 35年以上引き続き職員として勤務し、特別功労があった場合
- (3) 15年以上引き続き職員として勤務し、特に精励にして職務遂行、能力、執務態度ともに優秀であって、他の職員の模範である場合
- (4) 業務の簡素合理化若しくは経費節減に努め、又はこれに献策して有益な効果を上げた場合
- (5) 災害を未然に防止し、又は災害に際し、特に功労があった場合
- (6) 自己の危険を顧みず職務の遂行に努め、そのために死亡し、又は身体障害となった場合
- (7) 前各号に準ずる功労があり、管理者が特に表彰を必要と認める場合

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、管理者表彰とする。

2 管理者表彰は、管理者が前条第1号に該当する職員及び同条第2号から第7号までに該当し、管理者が特に必要と認めた職員に対して行う。

(表彰状等)

第4条 管理者表彰は、表彰状及び金品を授与して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、第2条第1号、第2号及び第3号に該当する職員は、毎年1月に行い、その他の場合は随時行う。

(表彰の手続き)

第6条 荘長は、第2条各号の一に該当する職員があると認めるときは、職員表彰内申書を管理者に上申するものとする。

(被表彰者の登録)

第7条 表彰を受けた職員は、職員表彰名簿に登録する。

附 則(平成4年8月7日組合規程第10号)

この規程は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日組合規程第27号)

この規程は、平成17年3月22日から施行する。